

西南の役料大分県騒擾一件

竹田市 黒田

勇

西南の役に関する本県関係の記録や物語としては、公文としては県の「騒擾雑報」騒擾雜報誌、騒擾一件及別働三旅團參謀部發行の「西南戦闘日誌」民間のものとしては、中津の二豊新聞社熊谷克巳氏著の「増田宋太郎」延岡市香春建一氏著の「中津隊」中根貞彦氏發行手島正治氏執筆の「臼杵隊」及大分県警察史、県警察本部發行の「藤丸警部小伝」里川健士著の「殉義の人藤丸警部」三角寛氏發行の「曉の警笛」等がありますが、左に掲ぐるものは、筆者が曾て、大分県警察史の編さんに当り、県警本部の書庫にあつた「騒擾一件（三冊もの）」からメモしたもので、謂わば、従來の記録の補遺といもいふべきものがあります。原因は昭和二十年の戦災です。に焼失したものと想われますので、史料の散逸を防ぐ意味から、地方史へ載せていただきたいと思ひ筆をとりました。御参考ともなれば幸です。

明治十年（原文は片仮名）

二月十五日 佐伯（署）へ

千束分署ハ要衝ノ地に付巡查三名を増加し 尚千束分署は重岡に移す

三等巡查須藤藤道園外二名派出

二月十八日 内務省より電報（三十日着）巡查五百名軍艦にて至急歸

崎に廻す兵隊の差は今晚決議の上発す

全十九日 六警視より

巡查三千人鶴崎へ明日西京丸より出帆す廿三、四日佐賀関へ入港すべし端舟の手を頼む

二月十九日

熊本へ探偵として出張の曾根警部本日正午十二時歸る全滞在中二月十

九日午前十一時熊本鎮台本營中四ヶ所より出火、放火の見込鹿兒島の

徒も十七日水隈に泊、廿二日熊本着混雑不一方 云々

二月二十日

鹿兒島士族藍揺の件新聞記事不得止ものゝ外掲載禁止

二月二十一日 佐伯署へ

佐伯士族の取締を始め緩急に徒い兵器携帯通行する者等取締方違す

全日 区戸長へ

今般鹿兒島県下騒動については種々の風説あり右は私学校生徒の過激分子無謀の挙にて県下有名の面々は勿論全県で一般のことについては其の内鎮定するならんも管内に於ては大義名分を明にし浮言流言に違はざる様警備尙嚴重を期すると共に人心動揺なき様

二月二十二日 日出出張米良春藤属へ 熊本県下非常に付徳後因四十人を預る其の警護の為日出士族十名を雇入度同時に二小区（許業方面

）区长大塚誠へ入選方を達す、洋服所持の者は持つて出るべし

二十三日 四十三名他県へ護送ニ付士族出行に及ばず

二十二日 重岡坂分署へ

重岡より本庁への沿道各駅に脚力壯健の正廳夫昼夜常備申付たるに付非常急変の事件書翰は各通運取扱人へ通送の事

戸次 市場へ全様送

二月二十二日 中津署へ

警部一人帰庁を命ず

現行犯の外は当分事務取扱を止め非常事務は支庁と合併取扱の事

高田署へ

一等巡査へ代理させ警備早々帰庁の要、伊美、古市、成、長洲等分署巡査は当分本庁へ当相談の事

二月廿三日 各署へ

隣県馳援に付非常警備中は帯刀差許候事

但警邏は帯刀しては人民の惑を招くに付見張所等へ備へ置き切迫の場合帯刀の事

二月廿三日 三大区一小区大分戸長へ違当今事体に依り市中取締の為堀川口、渡新町口、塩九升口へ見張所を設置の件、尚詮議の次第あるに付午後十一時後無提灯徘徊不相成

二月廿四日 各区長へ

為警備士族を募る強壯の者尙十名相預び銃器携帯戸長附添參可致彈薬は有台限携帯の事

二月廿五日 六大区二小区長吉田隆へ違

神風連の徳後四十余名を預りしが熊本開戦に付殘党囚人取返の為本県へ来る確報あり依て士族隊を組織し之を要撃せんとす、速に召募のこと

二月廿六日

大橋止宿巡査本日繰込み、道中人力車用意のこと安藤三蔵前触として出頭

二月二十八日 大分区戸長へ

旧府内藩召集の人数は何れも自宅を守れず安寺引揚げの事、但し鐙隊の訳にあらず

三月一日 藤丸宗造へ達

其署事務は足立常五郎へ代理為致当分重岡分署と出張可被致

三月二日

下直見、津久見分署当分引揚重岡分署へ差遣警備行届の事

三月二日 久住署へ

其地へ岡藩士族出張の筈の処詮議の次第あり見合せ其の代警視局巡查

銃器を以て出張可致（註竹田町は薩軍加担の堀田政一の指揮で頼軍隊

組織のまざしありての事か？）

三月五日 白杵署へ

十一小区深田の内竹場見張所を筈き雇入人員は其警に為語、白杵下鼻

船舶出入極要ノ海に取締嚴重の事

三月五日 上申

松垣警視引卒の巡查五百名不残着内二百名坂梨へ四日出発

三月九日 竹田出張十等警部野添辰次へ

松垣権少警視より照会あり当分其の地へ滞在同官と協議すへし

三月十二日 竹田松垣権少警視へ

蒲江分署巡查石井立一より報告の日州境の異況を報す

全日 福岡出張の寺井属へ示

二月以来の異下の情勢を報し最後に庁内諸課其の常務に就き第四課並警備係に両三名加はり警備の点担当す

三月十一日 余多、杵築区戸長へ

兼て志願の士族の内二十二名一時巡查に雇入度洋服所持の者持参の事

三月十二日 大分区戸長へ

大分町にて当分旅人の宿泊を禁止置きたるが自今宿泊して不苦も他管

人なれば族籍姓名年令を記し其の時々大分署へ届出の事

三月十二日 川路大警視より電報

当日賊衆島卯太郎兵二百を幸い鹿兒島を発し豊後に向ふ

三月十二日 出警部へ

警視隊久住へ半小隊を置き余は不残坂梨へ繰り込みの報探偵嚴重の事

三月十三日 豆田署へ

非常警備の為杵築士族十二人雇入巡查派遣

註 この七族の氏名の中に後の大分県柔剣道教師上田光重の名あり

小山 田作 柴田卯三郎 伊東 正吉 上田 光重
後藤 莊 高橋 高政 清末 光豊 林 政村
藤山 光雄 田村 均 下司 正秀 伊藤 豊重
(以上日出へ)

高橋 立規 小山田三彌 中野 定 一松 能安
石田 銀夫 (以上用上)

中根 清秀 安田 正斉 十時 氏政 佐藤源三郎
(以上長宝)

三月十六日 豆田へ

小銃三十挺 彈藥一挺に付三十發渡 樞要の場三ヶ所に十挺宛置く事
右は警備の爲にて戦う為にあらず人民の食穀を掠る場合防制の爲故当
方より戦うべからず

竹田署に彈藥九百發送る

同日 重岡藤丸警部へ

小銃二十挺 彈藥六百發送 (前掲豆田警示達の趣旨に同じ)

三月二十日 小沢大佐より

彈藥兵糧運搬の爲大分県下より人夫千五百人雇入たし (一日一円)

これについては二十四日閱休三 (九等雇) が附添差出す。雪七十五錢
取極

同日 区戸長へ

近來区戸長の証書を以て探偵又は従軍の者へ面会の名義にて戦場に入
る者あり厳禁

同日 竹田署へ

過日警視隊より預りの囃事犯人北重三郎外四十八名受取の事

三月廿一日 日田署へ

従來電報は小倉經由の処自今日田まで飛脚とす (久留米出張の寺井屬

宇野徳三より來状)

三月二十二日 小沢大佐へ (二十日の回答)

戦地彈藥兵糧運搬人夫千五百人雇入ノ件南ノ関へ差出方の件早速募集
着手中津支庁内にて五百人雇上げの手配に及ぶ

中津支庁への達

軍団本営より達により千人丈当庁にて徵募殘五百人其庁下に於て徵募
のこと、方法は各小区へ配當彈丸兩注の中を奔走する義にあらず、恐
怖せざること

三月廿四日 臼杵、佐伯、関、鶴崎へ

八幡浜大庄屋野田齊なる者本県へ入士族嫗の由、関町徳心寺吟松は
事情を知るに付取糺すべき事

三月廿六日 松垣警視より

巡查五十二名分刀劍不足に付急廻せ五十二本

三月二十六日 竹田署へ

豆田署へ十五人役替派遣の事其署下には百二十余人の履巡查あり右様
多人数は見込に不及

三月廿六日 松垣警視より

巡查五十二名分不足に付刀劍至急廻せ五十二本二尺三寸より五寸位の
もの (回答) 仰の通には中々行届兼るも商人に持たせて差出すべく撰
買を願う 商人太田無一外二名を紹介

三月三十日 鶴崎戸長へ

其区内士族後警備二十人一時四等巡査に雇入度、中津、日田へ十人宛差送の筈

月給は四円日当一日十五銭給す他行の節は旅費も給す

註 杵築ヨリ十五名日出より十名鶴崎より十五名計三十名(但し鶴崎の分四月三日取消杵築の十五名も四月三日取消)

三月三十一日 中津署神屋警部へ

鶴崎士族十人四等巡査として雇入(一人金五円宛飯波し棒繩共渡置く印鑑は其の署にて渡すべし)

日田へ 橋本 清一 富永常太郎 島崎 信則 剣 喜久男

相部 八郎 久松 清次 渡辺仙太郎 山田亀太郎

森本 掃馬 柳添 数知

中津へ 文園 晴男 岡本 善人 上野辰次郎 中生 十内

向 数太 木村 丑郎 尾崎 哲雄 田村 多門

小野 徳風 古田 藤喜

三月三十一日 豆田へ

中津署堤警部病氣に付神屋警部中津へ、曾根警部病氣大分署三宅(伊

満)警部一人となる大竹八等巡査警部事務取扱の事

(註) 堤警部病氣とあるは当日深夜中津隊蜂起(増田宋太郎)に依

り大分襲撃の為引き立てられたる為なるべし。

四月一日 午後四時

二大区十三小区(現亀川)百三十三番地宇民阿部富吉、四月一日巡査土屋幸六郎の護送する賊を乗せ田ノ浦(現大分市)へ達した時賊の発砲を受け左臂を打ち貫かれたるに依り治療料請求

註 土屋巡査は殉職

四月二日 大分区長へ

大分市船頭町士族志願に依り警備に一時雇入十七名出頭したるが肝要の折勝手に帰宅したるに依り不採用

四月三日 二大区十小区(今の立石)戸長へ警部中津支庁賊の為襲撃

を受け拘せられる堤正峰は其の小区に預けの由最早賊も通過に付放散せよ、本人病中の由に付手当注意のこと

四月三日

別府へ入港の浅間艦は賊の船と誤見する者あり民心動揺せざる様

四月四日 竹田戸長へ

中津隊暴挙に付竹田士族の内百名本庁保護の為出張手筈の処賊は退散したが内五十名巡査に雇入跡五十名は其地取締の予備に充つべし

四月四日 別府出張箕浦又生へ

其地駐在警視隊は中津杵築へ向け進行(暴民鎮撫の為)跡警備は其隊にて取締の事

四月四日 別府出張森生貞衡へ

別府滞在の陸兵引払に付大分丸へ乗り度旨申込の由なれども全船は鹿児島專使護送の為必要に付隊長へ能く示達の事

四月七日 在中津小原書記官へ

二重の賊坂梨へ迫る久住竹田へ引揚の警視兵坂梨へ出発に付其地近藤警部引卒の警視隊は坂梨へ行け、其地警備は別府へ着の渡辺大尉引卒の兵今朝出発す（中津支庁で増田隊により殺された支庁長馬淵清純の後任には小原正朝が赴任したもの）

四月七日 巡査三番隊長甲斐九等厲（喜一郎）へ

昨日一時雇を以て仮に小隊を組み立たるが過般改正係雇は銃器の取扱も不心得部民の非常に当り兼ねるを以て解隊し何業にても使用可致

四月八日 四大区十二、十三小区（臼杵）戸長へ

士族三十人へ四等巡査に採用致度銃器刀剣携帯出頭の事

全日 野添十等警部へ

其の一番隊竹田地方へ出張申付候事

四月九日 在支庁小原書記官へ

当地出張の警視隊の内昨八日百名本日又百名久住へ向け出発

四月九日 宇佐大宮司より届

本宮主典徳田寛豊は大元神社定詰の処三日人民暴拳の際鎮撫の為奔走し于今帰らず云々

右は鎮制に名を藉り形跡不審の廉あり高田署に拘留取調中の旨達

四月十二日 竹田署へ

一時雇入巡査百二十人の内より巡査隊を百名に充て各地に分配方違但其地の志願解除

四月十二日 各署へ

巡査雇入共格別尽力に付慰料酒料廿五銭被下

四月十五日 中津賊徒暴拳に尽力したる巡査警備係一人二付二十五銭酒肴料を与えり

今般久留米に參謀部を置く豊後地諸隊驅引の義当部にて指揮す

四月十七日 各署へ

真宗東派極中教正石山舜台少教正渥髮契縁肥筑地方罹災民賑恤施行の為西下の旨通知

同日 原（次亮）警部より上申

当分の内久住の三十名を除き百名仰付られ度配置次の通り

本署三〇、菅生仮分署一〇、九重野仮分署一〇、惠良原全一〇、市場全五、今市全五、玉来見張所六、山手見張所六、古町見張所六、警視隊より彈藥護衛六人探偵係六人、久住には別に三十人あり

四月十八日 小原書記官

過日頑民蜂起の際四日市有志会同時時會儀所を設け鎮撫尽力に付費用借立ハ総代是水真揖より願出の趣なるも該會議所は本庁の認可のものにあらず当然民賣の支出のものならんもこれが為又々物議を生じては

施治上障碍あるに付特別に百円丈貸与可然(初五百円の申込のもの)

四月十九日 中津支庁、警察署へ

暴民処分の為仮裁判所を設くるに付寺院の内を撰び届出方不達、四日市、高田の捕囚も其の地へ送る、高田警察署拘禁中の左の者十二日逃走一大区九小区(香々地)堤龜太郎、七小区(真玉)井口鉄平十七小区小原(因東)財前早太郎

四月二十日

大久保内務卿二十日上京三条木屋町柏亭へ移転(電報)

四月二十一日 甲斐喜一郎へ(元三番隊)

当分坂梨、竹田、久住の間を往復し探偵せよ且つ原野添阿警部と打合せ竹田久住の警備向に注意すべし

四月廿四日 高田署へ

元馬城 石垣房高頼事 石山某 中津賊の疑あり注意の事本人妻は山浦村芋平河野源之助の娘の由にて回家へ潜伏中やも難計本人は先年日田巢襲撃に干係し全村久木野尾に潜伏したることあり

四月廿四日

旅行券は戸長に於て渡し居るが通行者には愚昧の者あり敵地より帰りにて種々流言するものあり、爾來警部にて取糺し下付致被に付御委任相成度

難臆届旨指令あり警達一二号(流言に迷はざる様)にて取締べし

四月廿六日 支庁より

当地八番小隊長関震六へ坂梨警視本部より電報あり「其隊は竹田街道玉来へ繰込警備可有之」

五月二日 高田菊村警部より(裁判状況報告)毀壞仮供済に至る者六七十名、放火二十余名、明証に服せざる者数名あり、糺明頗る困難糺問判事に付するは不手際に付奮勵刻苦、三宅(警部)も同様
全 三日 出警部より

中津及因東の暴徒今に踪跡を得ざる者達方請求

五月六日 熊本出張寺井九等属より

西海道全図を入手せりこれは九州图中先魁たるものと思ふ昭合を乞ふ(参謀部より入手したるもの)

全日 熊本警視出張所へ照会

松垣警視引卒の巡查隊南郷進軍の際賊より掠奪されたる米を取り返したるもの久住、竹田両所へ運びたるが時節柄朽つる虞あり如何にしてよきや 八三二の内 六一八久住 二一四竹田

五月八日

九、一〇大区(宇佐、下毛郡)党民被害弁償方願出たるも、右裁判上に干するものなれば当庁に於て処分し難し

五月十三日 中津署へ

警視巡查五十名出庁の事 竹田署へ

仮巡查五十名兵器彈藥携帯即刻出庁の事 賊徒当庁に襲來の模様あり

全日

巡查大野五六は出警部の命により探偵の爲重岡へ行く途中緒方井上にて賊軍より緒方大福寺井上栄学へ行く手紙を持つ者(白山村伏野某)を取調べ

五月十四日

久住村戸長吉村哲雄(大分郡野津原村の者) 賊情探偵として全村皆田

仲喜と共に竹田へ趣き下木(現豊岡村)にて賊に捕えられ脅従をシリ

ゾケ遂に暴殺に会ふ恩賞具申(七月十九日付)

全日

四大区六小区(関)

浅間艦其港に入港の由速に庁下新川へ廻航方伝達せよ、孟春は新川に

居る。

五月十六日 各署へ達

一、竹田へ十四日迄入込の賊五百名位

一、十四日夕、新宮源吉(竹田者にて着の賊に投じたる者) 竹田士族

伍長宅を廻り煽動

五月十七日 達

十六日午後三時、賊今市通畑中村迄押寄す(鶴崎泊の警視隊襲撃の

為)

全日 臼杵署富永惟治より

賊來襲の模様あり見張所位置や探偵派遣に支障あり、多賀一は疾病、

岩尾市平は護送の儘本庁詰となり僅か六七人の耳目にては見聞不行届

二十名の雇を以テ嚴重に取締致度云々

五月十四日 支庁より

警視隊当地引揚のことは遺憾、当地士族も近日の景況にては尚賊に気

脈を通ず警視半隊引揚なば頗る人心に影響あり東京巡查も十二日発艦

の由なれば明日明後日來着すべし依て今暫く引揚見合せ乞

十五日引揚見合の旨を達す

五月十八日 支庁より

昨十七日多田信をして小倉分営へ請兵の処今十八日別働遊撃隊第一中

隊繰込筈にて既に村田大尉到着(此人は後に臼杵にて戦死)此上は御

地の緩急に依り進撃すべし御地の景況承る為今朝小畑中尉出発

五月十八日 四大区十五小区徳浦戸長へ

竹田侵入の賊は彈藥欠乏にて穿撃の由に就ては区内石灰業者にて石割

用燐硝貯蔵の者は襲はるゝやも不知に付此際全部当庁に預るに付明十

九日臼杵へ廻る孟春(船名)に差出し送付せよ

五月十九日 兼村警部より、高田署四等巡查大島務探偵に推申

五月二十一日 関出張岡村元吉より

巡查隊六百人飛脚船に乗組午後三時下浦着松念寺本営に相成、内務省
 海少書記官西村捨三殿より御渡相成着船合図号砲一発

註 二十二日午前七時発鶴崎通大分へ向う筈

五月二十一日、昨二十日久留米に太阪鎮台一小隊福岡警部一名巡査三十名着警備中

五月二十一日 豆田より

竹田町佐藤唯宇より手紙あり曰く十四日午後六時出発警部の注意により全夜紙幣帳簿二三ヶ所へ預けて家を出る（佐藤は竹田郵便局長）

五月廿二日 佐伯足立常五郎より（足立は巡査にて藤丸警部の代理

宇目郷は賊の巢窟に全じ、賊は絶えず十二三名宿陣此分なれば民意を氣遣う出兵出来ざれば上等官員巡回説論を頼む人に依りては臬庁丈守れば人民は如何になりてもよいかと云ふ進退切迫可然処分を乞ふ

五月廿四日 豆田署へ

本庁県其他兵隊配置の様様

肥後口より三大隊、今市口より警視隊六百人三重市口別働遊撃隊一中隊本庁下に警視隊二百人

全日 三大区十七小隊（野津原）戸長上申

十六日賊通行の際区内人民には被害なきも用務所へ賊二十人乱入せり帳簿物品取片付置たる為直に退散せり速に可申上し処賊探偵往來の虞あり延引

五月廿五日 玖珠郡戸畑郵便局長より

賊情に鑑み自衛の為結社設立の旨申告平川市内有志を以て協議、集会

所新富学校糧米費出所は秋吉源右エ門方社長島稲生、副社長高橋善三郎社員三十五名

五月二十六日 桑原七等属へ

此度賊追討の為兵火に罹りし家には賊に応ずる者なきに限り家建料十円宛賜給、但本宅焼失の者而已借家は此例にあらず

五月廿六日 五大区十九小区（植田村）戸長より

賊竹田入の後六大区十五、六小区（長湯、阿蘇野）へも探哨の景象全区は賊に加担の誓をなしたる由湯ノ平は該小区を去る二里位なれば入浴人雑多の折巷説多し官兵差向けられたし

これに対し竹田東北西の三面は官兵連絡今市、久住間も障害なく目下官軍竹田入勝利に付安着すべしと達す

五月廿六日 関 米良属より

軍艦清輝は今朝臼杵へ廻り浅間は昨日出港臼杵へ廻り今朝一応出港し今朝佐伯へ、而して午後二時臼杵へ引返す、賊臼杵へ侵入の様様あり

五月廿六日 柴田建総上申（竹田）

賊、崩岩に望壘を築き官軍古城へ屯集の処廿四日午前六時開戦、官軍間道より追撃崩岩を兼取り賊茶屋辻に引く官軍大砲を発す、其の時小高野官軍全所より進撃河蔵に向け大砲発す賊山手に退く賊即死三百人手負四千人于時四時三十分賊の死体は竹田へ手負は三重重岡へ送りし

由

竹田土族吉田警官軍案内の為と申すこれは賊賄方に参して者に聞く
官軍塁築のケ所上片ケ瀬、小高野崩岩御新宮小松山賊塁なし山手に屯
集

全 廿五日 午前七時官軍開戦崩岩より進撃賊屯集の山手に切り入り
賊鳥岳に退き手負四人即死数人午後二時軍元の所へ引く

五月二十七日 朝倉親為より、二十五日午後十一時奥少伏野津原着、
村田大尉も今地へ出張戸次へ一小隊山奥へ一分隊、宮野村深野へ一分
隊三重へ一分隊繰入の模様、佐伯へ賊来については孤軍にて中央にあ
り危険

二十六日午後五時賊らしき者清水原（川登村）出店弥平方立寄三重道
を問う而して椎原より小坂を経て三重に入る旨指示

五月二十七日 桑原属より野尻属へ

二十六日日本宮は今市より堤に移す賊一名楠田正雄と云ふ尚続々皆賊及
自首あり一家を借入留置く胡亂の者湯ノ平に出發西村書記官の命に依
り運輸の事に従うと云うも挙動怪しきに依り探ぐるに嫌疑の廉あり拘
引して堤本宮へ送る久住分署開設本員四等巡查一名雇九名戸長も復婦
、要地へ見張を出す、之より先宮原出張の警視局四等巡查久住を通り
掛りしに戸長巡查の請に依り仮に警察のことを扱ひしと、二十七日早
朝城原より平田へ名古屋鎮台本宮過ぎ玉来着出警部に会う自首多人数
巡查（少にて困難の由、警察も標札はあるが事務を行う余裕なし云々

本県出張所は用務所内に設け吏員等は処務取扱致居候

五月廿七日 杵築三等巡查空尻晋より

一、賊多勢押寄することあれば当地土族の方向を危まる依て土族会合
防警を構す

一、高田署にては多数人数差遣の由なれ共御城下でなく竹田にも遠く
中津の警備整へば賊は来らずと思う故該四名を当地へ移し日出杵築、
豊岡辺まで取締らるべく左すれば土族も力を合すべし

五月廿八日 臼杵麻生貞尚へ文通

援兵派遣致方無し、今駐在の警視隊は行政専任の者のみなれば戦地に
適當ならず、昨日着県の台兵直に直に其他へ出張の義頼談の処犬飼に
出張し田中、臼杵の応援に備ふこととなるも夫れでは臼杵の急の間に
合はず依て再度参謀に交渉戸次へ廻り都合にて臼杵行の模様、佐伯の
賊は引続川登口に僅かに一二名あるのみ臼杵の戒心ハ一応解けたるを
以て出兵見合と相成るべし本日一小隊昨一中隊来着の見込ニ付此上緩
急に依り臨機の措置を講ず

五月廿八日 野津原、今市戸長へ

非常に付竹田へ急御用往復便宜の為人力五、乗馬二疋其駄へ相備ふべ
し車夫口付共相遣ニ付御用通行を申出あらば取糺不都合なき様

全日 探偵旧家老戸伏誠一郎ハ官廳兩軍の間を奔走し竹田土族の
自訴方に斡旋（彰原元彦探偵書）

五月廿九日 南緒方後藤右一郎は草鞋十足を作り遊撃隊に出す但し一足一錢請求

五月廿九日 臼杵麻生貞樹より

出兵なく臼杵氏は県庁を怨嗟す弁解に苦む是迄賊の為す所彼攻むるを名とし之を襲ふの策に出后れり故に此度佐伯を引揚ぐると雖も横川に千人余駐屯の由何時襲来するや難俣聊かも兵備無さては卒然急変難計に付五六十人にて出張相成度云々

五月廿九日 七等警部梅田敬士より報告

午前九時より竹田発火戸数千五百戸自首捕縛人三百余名竹田警察署は殿町古田藤四郎方へ取り設け巡查十一名引越

五月三十日 支庁より

第六大区十二小区戸長日野武彦中津出張の処二十八日出発本庁出頭申付

五月三十日 玉来出張所は豊岡円福寺に移す、兵乱の為被害人民救助の為焚出、昨日夕刻握飯千五百今朝二千五百昼飯には幾分増すべし尚会々へ小屋四棟建自費建設の者には竹木松下の專

竹田報国隊進退を窺ひ此辺に躊躇憫情の至り云々

五月三十日 竹田仮出張所へ

賊の為破壊せられたるものには金三円宛下与罹災者へ下渡候竹木ハ出願の上下渡候様及達しが右は代金要するに及ばず別書の通下与可度

飯小原一揆粉行三間梁行二間半坪七坪五勺右入用松木十四本外畧
ク 三十日 玉来入官軍二大隊緒方を経て三重に迫る東京巡查は百名を三十日松岡に出す

五月三十一日 玉来出張所より

人民通行券は本日迄熊本鎮台本営にて渡し来りしも午後出張所にて渡しべしとのこと、然し用務所解散に付印鑑改刻の上渡度

五月三十日

五大区五小区(百枝村) 六四〇番地船越陣第三十七は三重町接戦の際遊撃隊歩兵米原兵造を救助千田川を渡し下判田延命板迄案内したる為賞与具申(十二月一日付)

五月三十日 午前七時

三重町賊百五六十名進入権現堂及百枝村木ノ許山に胸壁を築く 三十一日午前三時深野村大塞在陣遊撃隊並小倉鎮台兵世継原に整列三手に分れ権現、木ノ許山に迫り二三の賊壘を抜く賊官軍の背に廻り挾撃す官軍苦戦深野村に引揚ぐ。三十日に入りし賊は百五六十名なりしが三十一日には千人に及ぶ

五月三十一日 大野郡百枝村西泉六〇一平地久保田弥五郎四十二才は官軍遊撃隊長平松福太郎外一名が敗走に際し自己の農服を着せ彈藥所持品を保管し六月三日三重本営へ持参の廉を以て賞与具申官軍二人は片瀬川を渡し救助(犬飼署巡查小畑取上申十二月一日内務卿へ)

六月一日 竹田出張所より

救助法は焚出の右に出るなし。然し近傍の米は官兵買い上げたれば數量外に出されば手に入らず、児泣妻訴見聞に不忍

兵火罹災の人民に七里の官庫使用を許す六大区一小区橋秀登金五円大豆五俵醬油二樽救助として寄附申込戸長大岩梢区长吉田肇連署

六月二日 病院掛米良九等屬へ

支軍會計部より達に依り其掛に於て支軍病院會計事務担当の事

全日大分丸船長へ巢下病院へ在留の負傷者馬関へ廻搬に付其旨心得病院掛官員と乗合の事を達す

六月三日、軍用石炭三十一万斤唐津より関に回漕通知

同日 参謀長堀江中佐より

本日野津市より戸次へ夫より臼杵へ進軍の手筈熊鎮歩兵二大隊、砲兵一分隊、工兵一分隊、警視隊二小隊有撃隊五十。

六月四日 人民救助の件聞届(竹田仮出張所へ)竹田より尙金六千円救助金へ渡され度救助は本日限りの処不得已四日より向五日延長した

しとのことに對し牧口官軍本營には県官一人も不届不便に付警視隊付平尾、関の内一人派遣の積り

六月五日 西郷従道中將より山県參軍へ九州の賊は四国へ渡らせざる

に付海軍にて取締玄武丸士官伊予長浜より土佐アズブリ岬を境として嚴戒云々

六月五日 小倉支庁水島均より

蒸汽船隅田丸に兵隊凡千人乗組五日夜出發六日正午着の予定に付舟百艘準備本船へ漕付の事

全日 竹田より円福寺札問所設置熊本裁判所長南部六等判事出張即今當署巡查及雇入共四十名にて警備拘留番等差繰す

六月六日 別府安藤軍吏補より

七日午前六時第二旅団總員千人繰込宿賄金六錢五厘一度分士官以下兵卒迄均一

六月六日 佐藤十等屬より

戸次市本營堀江中佐に面談——地図なく不案内に付県官出張を要す。久々肴も不食兵士も困るに付早々送り方取計度し、奥少佐も出張し居

れり

六月七日 大分より警視隊本營本町麴屋清兵衛方へ転居

六月八日 鹿児島六大区三小区日向国臼杵郡岡富村士族、大分町下市町七族竹内魯石方滞在 藤田雪

陸軍士官を志したるも身体不合格偶賊に誘はるゝも不応本県へ入四月廿七日重岡に泊り翌本県へ護送さる。五月十二日公廷免除

六月十三日 市浜朝倉親為より野尻屬へ当地出張會計軍吏寺尾本朝雪

隠にて自害、理由は過激戰爭以來万事平素の如くマトマラス折柄黒川軍吏到着したる為事務渋滞を苦にしたるものもの如し事務は寺尾と自分

のみにて取扱い来りし為多忙なりし

六月十八日 支庁へ

田舎新聞第三十号雜報欄朱点の通り虚説揚才に付正誤せしむ

六月十八日 第四大区廿五小区 (佐伯海崎) 戸長河野四郎全二十六小

区佐伯村副戸長田中甚五郎、全廿四小区鶴望染矢嘉三郎は土族藤田春

詰より勤められ賊に随従ニ付解職の上取調

六月二十日 佐伯、浦代、畑野、蒲江区长へ何分の達あるまで船は漁

船に至る迄出港罷り成らず、心得違の者ありて妄に出没の時は軍艦より砲撃すべし

浅間艦長 海軍少佐緒方惟勝より県令へ通知に依る

六月二十二日 村田警部半少隊臼杵へ

全 二十二日 巡查久保権太郎 (高鍋土族) 宮崎方面の教導方具申 (

野津大佐へ)

六月二十二日 重岡の屯賊六月二十日悉皆日向路へ潰走二十一日朝官

軍本営を全所へ移し管内全く平定せり

六月廿九日 関分署より

廿八日浅間艦は鹿児島県下日向拔鑑全字内海、トロロの礁に乗り上げ沈没せんとせしが乗組一同尽力に依り難を免れ本日午後四時上浦港に着の報

六月三十日 臼杵軍団輜重部より

人夫五百人の外更に四百人増加注文 (百人長、二十人長を附す)

六月三十日 重岡原警部より

市場分署進藤健一郎、臼杵岡部蔵次郎当地へ出張の処明一日より佐伯

署開設に付ては国事犯一千余人あり取糺し困難に付右二巡查を佐伯へ廻し十四五日間滞在方具申

七月九日 中津滞留の警視隊本日引揚鹿児島県へ出発

七月十二日 杉浦二等少警部より

二番小隊半隊長三等警部横川尹成三分隊率い今晚関へ派出通知

七月二十一日 高取七等属より

三國峠の嶮を越へ因尾にて官軍の炊事薪の徴發。二十日陸地と大原に戦斗十二三の賊壘を抜く死傷陸地に四五十人大原口にはなし、地理の難易に依り嶮による進まんとするものに死傷多し

七月廿三日 支庁より

宇佐郡荒木村 (後の八幡村) 折本郡蔵は四月五日党民取鎮の為中津より出張の牧久衛を刃殺したりと

本件については四月三十日片桐警部より報告あり荒木郡蔵は此頃縛に就く且つ兇頭たる中敷田村由右エ門、文兵衛、新十郎等も追々拘引と

七月二十三日 佐伯出張永松八等属へ

佐伯へ当分出張所を置く豊後口軍隊の給与向事務多忙なれば最寄区戸

長を呼出すべし

七月廿六日 佐伯町養賢寺に会計本部を置く（豊後口各隊会計本部）

八月一日 三重市出張所引払い（日誌あるが如きも畧し居れり）

八月七日 白杵甲斐警部より

輻重部は七日出発熊本へ引揚砲隊部は全夜蒸汽船にて馬関へ、会計部は暫時滞在

八月十九日 村田警部より

石井樞中警視十八日出帆汽船にて帰県（馬関より）

八月二十一日

征討四旅団第一大隊長鈴木奉憲一大隊外一名、一大隊を引卒延岡より

廻船鶴崎へ上陸竹田へ繰込の筈

八月二十三日

即今序下及竹田辺へ官兵繰込あるは残賊二百名散乱に付掃蕩の為なり

八月二十七日

甲斐九等警部は白杵出張所事務兼務の事、旅団兵竹田、牧口へ駆戦なれば糧食其他運搬多忙、五十川八等属と共に事務に当る

九月六日 佐伯町

広瀬貞義方を当分出張所へ借受くること

九月廿八日 付鶴崎町 商 佐藤辰三郎 右は白杵隊賊情探偵の為本

年九月三日差遣非命に斃る手当金五十円埋葬料十円繰替私（七等判事

古庄嘉門より申出に依る）本宮へ伺

九月廿九日 埋葬料十円 手当金五十円下付

八月廿九日 出水出張後藤正三郎より

廿四日官軍城山を攻め八時西郷、桐野、村田、辺見、別府地上以下巨魁悉死す

九月廿九日 竹田区长吉田肇より

精米 一五〇〇俵 玄米二一俵、麦五十六俵、予て陸軍會計部より預り置候処売却致度旨照会に付入札に付し三番札相添警備係へ差出旨指示

十月十五日 白杵惣代区长 箕浦又生へ

終始大義を守り方向を不誤ものと、潰走後賊に与したる者とを区別し八名申出の旨指示

全日 白杵士族より

警備上の入費請求、五月廿六日より防警に要したる費一切、留患杜より出しあるも官より返却を乞う（十月五日付特議を以て金貳千三百九十八円七十七銭三厘可下渡証書を以て第六課へ申出候事）

十月三十日 騒擾中人夫として使用したる伍長（平素無給）一日金十

錢支給方大蔵卿へ伺十二月五日聞届

十月三十一日 大分市勢家は永伊八は八月二十二日より東京鎮台第一聯隊一大隊に付九月廿八日迄人夫として鹿兒島県西田村に滞在の処日

給金百円を過て受取しに付返却せり(本人は百人長として出夫した者)

十一月五日 中津支庁より

昨九年十月秋月賊発為警備中津三保社より借入の銃中津賊の為掠奪せ

られたるを以て代金を以て支払度伺ミネル銃四十七挺

十一月六日 臼杵隊の賞与具申内務卿へ

十二月十一日

先般暴動に付県官其他巡查等に至る迄賊刃に罹り非命の死を遂げ候者

共東京招魂社に合祭相成候に付官姓名等取調可届出旨熊庶第三百三号

御達に依り別紙名簿進達致候也

二等属 馬淵 清純

雇巡查 岩崎 与作

五等属 堀義 之修

戸長 吉村 哲雄

八等属 堺田 讓

臼杵隊 四十三名

十等警部 藤丸 宗造

四等巡查 土屋幸六郎

佐伯普士熊

三重史談会の発刊図書

三重町史談会は町教育委員会と聯繫して活躍。左の研究物を順次発刊している。

- 一、義人多田曾右エ門 土生米作 三一、一、一〇発行
- 二、先人の足跡 土生米作 三二、三、二一発行
- 三、ともしび 伊藤巳人 三二、九、廿三発行
- 四、内山観音雜考 伊藤 東 三四、一、一〇発行
- 五、西南役の三国峠 土生米作 三四、三、一八発行
- 六、伝説炭焼五郎 伊藤巳人 三四、四、一発行
- 七、豊後浄瑠璃羅生門 伊藤巳人 三五、二、一一発行
- 八、三重ん市回顧 土生米作 三五、六、一八発行
- 九、三重碑文集 土生米作 三七、三、三〇発行